『豊山町成年後見センター』の概要(案)

1 設置及び運営の主体

設置主体:豊山町

運営主体:社会福祉法人 豊山町社会福祉協議会 (受託)

2 実施する事業

(1) 広報機能

パンフレットの配布、講習会の開催等により、住民・関係団体 への周知啓発に努める。

(2) 相談機能

住民からの相談に対して、地域の専門職団体等関係団体の協力 を得て適切に対応する。

(3) 成年後見制度利用促進機能

家庭裁判所と連携を図りながら、親族・専門職・法人等を候補者とする受任者調整等を行う。

(4)後見人支援機能

後見人からの相談に対し、地域連携ネットワークを活用して円 滑な支援を図る。

最初は、(1)(2)を実施し、順次(3)(4)を実施する。

3 国の基本計画で提示されている「中核機関」の役割

成年後見センターにおいて、以下の役割を果たすものとする。

- (1) 司令塔機能(地域の成年後見利用促進構想の進捗管理を行う)
- (2) 事務局機能(地域における「協議会(仮称)」を運営する)
- (3) 進行管理機能(適切な成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判 断等を行う)

但し、(1)は豊山町が、(2)(3)は豊山町社会福祉協議会が中心となって実施する。

- 4 実施体制
 - 令和3年4月開設(予定)
 - 組織
 - ・専門相談員等を配置する。
 - ・専門職からアドバイスを受けられる体制を整備する。
 - 地域連携ネットワーク

成年後見の適切な運営を担保するために、専門職団体や関係機関によって構成する「運営協議会」「受任調整会議」(いずれも仮称)を設置する。

○ 事業予算は、今後検討のうえ要求していく。

(人件費、事業費、事務費)